

9月6日（月）午後は 市民ネット・社民・無所属会派の小宮清子さんの代表質問でした。8月の半ば過ぎから会派議員4人で分担し、質問作りに大忙しでした。

【質問項目】

- 1 知事の政治姿勢について
 - ① 繰越手続き漏れ工事に係る職員処分について ② 予算編成過程の公開について
 - ③ 公社等外郭団体不正経理問題、公社改革について ④ かずさアカデミアパーク構想について
 - ⑤ カジノの導入について ⑥ 政策アドバイザーについて ⑦ イベント事業の公正性について
 - ⑧ 北総鉄道問題について ⑨ ハッ場ダムについて
- 2 福祉施策について
 - ① 児童虐待について ② 高齢者について ③ 東葛地域の重症心身障害児施設について
- 3 環境問題について
 - ① 手賀沼の水質浄化について ② 野田市産業廃棄物中間処理施設周辺の健康被害問題について
- 4 教育行政について
 - ① わいせつ・セクハラ相談について ② 県立高校のエレベーター設置について
 - ③ 千葉県まちづくり条例施行規則について
- 5 犯罪被害者支援について
 - ① 千葉県犯罪被害者支援者センターについて ② 犯罪被害者に関する相談窓口について

【繰越手続き漏れ工事に係る職員処分について】

《小宮清子さん》



6月県議会で県警本部長が「一般論として虚偽公文書作成罪及び同行使罪が成立するものと考えており、県警としては、相談があれば適切に対応していく」と答弁したが、何故県警に相談しなかったのか。

・今回の工事完成報告書を作成した原因が見通しの甘さや認識不足
・再発防止策を徹底させることが重要
・一段重い処分にしたことから警察本部に相談しないこととした。
(石渡副知事)

土木共通仕様書、千葉県建設工事検査要領などに反することから、明らかに地方自治法第234条の2に反すると認識しているのか。国の交付金が下りず、県の新たな負担となる国庫補助分の返還額及び農水関係の約24万円の加算金については、職員に損害賠償を求めるときと考えるがどうか。

監督又は検査に関して、適切な対応が出来なかった部分がありますが、職員の賠償責任を規定している地方自治法第234条の2には、該当しないものと考えています。
(石渡副知事)

重い処分をしているからいいだろうということではなく、それ自体がコンプライアンスに反すると思うがどうか。

原因が見通しの甘さや認識不足であったということ、再発防止策を徹底されることが県全体として重要である、一段重い処分をしたことから、警察本部に相談しなかった。
(小宮総務部長)

いつも、後ろから回ってきた文章を読んでいます。



組織的な責任を問うまでには至らないと判断した。

今後、二度と起こらないように県庁全体で再発防止策の充実・徹底を図ってまいります。

今後、再発防止策の充実・徹底を図りまして、職場環境を徹底的に改善して参ります。

県庁不正経理では、国庫返還金及び加算金は職員が100%負担している。・・・関係職員が負担すべきと考えるがどうか。県庁不正経理の国庫返還金と加算金の場合とどう違うのか。

県庁幹部の監督責任が何一つ問われていない・・・自らが、自らにしっかりとコンプライアンスという立場のことを踏まえて科すべきだと思うが、どうか。

このミスによる国庫返還金は 1472 万円です。関係職員がきちんと手続きを行ってればこれを他の県民サービスに使えたと思います。見通しの甘さ、手続きの認識不足、県庁は学校ではありません。コンプライアンス意識も大人になるまでに身につけるものだと思います。それなのに、小宮議員の追及に最後は切れた総務部長でした。



監督又は検査を必ずしも怠ったというところまでは言えない。故意又は重大な過失により行われていたというところまでは言いがたい。県として必要な公共事業として執行されたので、県民サービスの提供に繋がるものであるから、国庫返還金につきましても関係職員に負担を求めないこととした。(小宮総務部長)

職員を処分、告発、職員に返還という金銭的な負担を求める場合には、明確な法律の規定に則って、法律の解釈に則って、あるいは明確に法律の規定に則った形でコンプライアンスを遵守しながら、処分や返還を求めていくことがコンプライアンスを守るということ、そうした規定を無視して重く処分する、あるいは、告発をしたり、あるいは過大な負担を求めて返還を求めるのは、逆にコンプライアンス意識が徹底していないように認識しております。(小宮総務部長)

これを屁理屈というのだと思います。小宮総務部長、切れましたね。しかしコンプライアンス意識が徹底されていないからこういう問題が起こるのではないのでしょうか。



【県土整備常任委員会における繰越手続き漏れ問題】(9月14日)



今年3月同じ大雨を理由に繰越手続きが行われていたことが判明した。繰越手続きを知らなかったわけではなく、手続きを怠ったことは怠慢といわざるを得ない。

事故繰越をした工事よりも進捗状況からだいぶ進んでいたのに、天候が回復すれば工期内に完了するという考えのもとに**完成日の見極めを誤ったこと**と、天候不順による遅れであったため**多少の遅れは許されるだろう**というコンプライアンス意識の低さから甘い判断になってしまい、**繰越手続きを怠った**。(大林河川整備課長)

一般質問で、何故繰越手続きをしなかったのかということは、繰越手続きが周知されていないと挙げられてきたが、単に手続きをしなかったという怠慢によるものだったといわれるととんでもない話だと思います。これは、一般質問の答弁と異なる怠慢ということが明らかになったことは問題であると指摘しておきます。

必死に臭いものに蓋をしようとしている努力はすごいなと感じました。今のコンプライアンス意識では何度も同じようなことが発生する可能性があると思います。コンプライアンス意識が徹底されていないから、その意識改革のため、きちんと処分し、きちんと損害を補填し、自らの行いを正す必要があると思います。

